

インボイス (適格請求書) の書式について

現在、民商にはインボイスの登録についてと並んで、請求・領収書の書式はどう変わるのかとの相談が多く寄せられています。

適格請求書

適格請求書に記載するよう定められている事項は下の資料の通りです。

この内、インボイス発行に際して新しく記載しなければならない事項は、**登録番号**、**適用税率**、**税率ごとに区分した消費税額**になります。

「うちは食品も新聞も扱っていない。消費税は10%だけだ」という人も、インボイス登録をしたなら適用税率と消費税額の記載を求められます。

適格簡易請求書等

小売、飲食、タクシー業など、お客さんが不特定多数になる業種では、適格請求書に代えて適格簡易請求書を出せます。

適格請求書は「税率ごとに区分した適用税率」と「消費税額等」の両方が必要ですが、適格簡易請求書はどちらか一方の記載で良く、領収書を受け取る相手の氏名または名称を省略できます。

少額特例

- ・少額：税込み1万円未満の取引
- ・規模：請求・領収書を受け取る業者が、2年前の課税売上げ1億円以下、または特定期間の課税売上げ5千万円以下

上の条件を満たす時は、インボイス登録をしていない業者の領収書でも消費税（本則計算）の経費にできます。

※インボイス発行事業者の交付義務が免除されるものではありません。登録事業者は課税事業者からインボイスを求められたら、1万円未満でも適格請求・領収書を交付します。

【記載事項】

- 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等* 又は適用税率

国税庁資料：適格請求書等保存方式の概要（令和5年7月版）5ページより

※手書きインボイスの例（適格簡易請求書）

領収書	
交付を受ける事業者の名称	OO 様 ⑥
	No. 発行日 2023年 月 日 ②
税率ごとの消費税額 または適用税率	金額 ￥4,500-
適格簡易請求書は どちらかを 省略できます	但し 飲食、食品代（軽減税率対象）として 上記正に領収いたしました。 ③
税率ごとに区分・ 合計した額	内訳 税率8% ￥1,500 税率10% ⑤ ￥3,000 ④
	印 収 紙 入
	☆☆屋 ① OO市△△町××-× Tel/Fax 0000-00-0000 登録番号 T1234567890123
	取引内容 軽減税率対象の場合はその旨
	発行事業者の名称とインボイス登録番号 ハイフンは不要

※インボイスを発行しない飲食店の方へ、民商で告知用の張り紙を作成しています。